

## 横浜市磯子区生活支援センター 平成21年度事業計画案

磯子区生活支援センターは、精神等に障害のある人たちの自立と社会参加を支援するために、次のような方針で平成21年度の事業を実施します。

### 【理念】

すべての人の人権を尊重し、事業の実施に当たっては、ていねいな言葉遣いと、心のこもった対応を心掛けて、精神等に障害のある人たちの自己実現のための支援をします。

### 【事業実施方針】

磯子区生活支援センターは、3つの機能を重点に事業を実施します。

- ① 生活相談（日常生活に関する問題・課題を解決する支援）
- ② 生活支援（生活への直接的サポート）
- ③ 地域連携・地域交流（地域のネットワーク構築）

### I 実施事業

1 精神等に障害のある人が地域で安心できる生活を保障するため以下の事業を行います。

(1) 面接相談 様々な相談を承り支援をいたします。

目標 年間 3,000 件（面接室及び生活場面での面接）

(2) 訪問・同行を行います。

来所困難な相談には訪問を実施し、積極的に相談にのり支援します。

(3) 電話による相談を実施します。

目標 年間 10,500 件（1日平均約30件）

(4) いつでも利用できる居場所を提供します。

利用者が気軽にセンター内で過ごせるように館内を提供します。

目標 年間 10,500 人（1日平均約30人）

また、館内で過ごす利用者からの相談に積極的に応じます。

(5) 精神科・内科の専門医相談日を開設します。

ア 精神科 月3回 1日3件

イ 内科 月1回 1日3件

(6) 入浴サービスを実施します。

目標 年間700名（1日平均2名）

(7) 夕食サービスを実施します。

ア 値段は300円から500円の範囲で設定します。

イ 目標年間 年間500食（一日平均14食以上）

(8) ランドリー利用サービス（洗濯機、乾燥機）

目標 年間100件

- (9) 昼食サービスについては毎月1回昼食会プログラムを実施します。  
利用者さんは職員、ボランティアさんと調理をしたり、お食事するだけの参加も可能。
- (10) 創作活動の実施
- ア 書道教室 月1回(第3火曜日)
  - イ 創作活動・季節行事 目標 年4回
- 2 精神に障害のある人の社会復帰、自立および社会参加のための事業の実施
- (1) 横浜市総合保健医療センターの生活訓練係との連携を生かして退院を支援します。
- (2) 就労支援をします。  
平成20年度に続き、横浜市精神障害者就労支援センターと連携し、就労相談のみならず、職場の開拓、職場実習、実習期間には必要に応じて就労者のジョブコーチの派遣、また就労後のフォローを実施します。
- 3 精神等に障害のある人たちが地域で行う自主的な活動に対する支援をします。  
利用者ミーティングなどを通して、精神障害者の自主的活動の実現を支援します。

## II 地域における協働・連携の推進

地域の様々な機関やご家族に向けた5つの基本方針

- ① 日常的で具体的な連携
- ② 顔の見える連携
- ③ 相互にメリットを共有できる連携
- ④ 新たな支援サービスを生み出す連携
- ⑤ 協働を前提とする連携

に沿って事業を実施します。

- 1 区役所、区社会福祉協議会などとの共催で当事者・家族・市民向けに、啓発のための講座を開催します。
- 2 作業所などと協働してプログラムを計画実施します。
- 3 地域に貢献し、機関の支援機能を高めるため、知的身体を対象とした地域自立支援協議会(地域生活支援会議)などに参加し連携を行います。
- 4 ボランティアの育成や啓発活動も積極的に行い、ボランティアの育成とその活動・交流を支援します。当センターでは調理や話し相手などの具体的な場面で、積極的にボランティアを導入します。
- 5 運営連絡会を設置し、その委員については地域を代表する皆様、地域の精神障害関係機関、社会福祉協議会、行政等からの参加をいただき、支援センターの運営についてご意見を賜り、地域との連携を図っていきます。  
また、地域での行事等にできるだけご利用者と共に参加し、地域との交流に努めます。
- 6 ご家族の相談及び家族間交流に対する支援として、家族教室の開催や磯子区家族会などとの交流を行い、ご家族の抱える課題や不安を受け止め適切な支援及び情報の提供をします。

### Ⅲ ご利用者に対する事故対策、緊急対策などの安全管理

事故の発生を未然に防ぐため、日ごろからの安全管理意識を高め、想定される事故に対して、整備されている安全管理マニュアルに基づきそれぞれ事故の対応を行います。また、屏風ヶ浦地域ケアプラザと共同で防災訓練を実施します。

また、非常災害時の地域の避難拠点として機能していきます。

### Ⅳ 個人情報管理の取り組み

個人情報の保護とリスクマネジメントの徹底により利用者に信頼と安心を提供します。当財団においては、「財団の保有する個人情報の保護に関する規定」を制定し、個人情報の適切な取り扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、個人の権利・利益を保護するために、個人情報漏洩事故防止マニュアルを作成し、職員研修を行っています。

特に生活支援センターは、書類、映像、写真、パソコン、メモリースティック、DVD 等の様々な個人データの管理について、徹底を図ります。

### Ⅴ 人材育成・資質向上

生活支援センター職員は、常に精神等に障害のある人たちが置かれている現状に問題意識を持ち、研修にも積極的に参加し、資質の向上に努めます。日々の職員ミーティングや月1回の職員全体会議において個別支援のケースカンファレンスを行います。

なお、すべての人の人権を尊重し、事業の実施に当たってはていねいな言葉遣いと、心のこもった対応を心掛けて、皆様の自己実現のために支援をします。

またインキュベーション（人材育成）機能を発揮し、精神保健福祉士などの実習生を受け入れ育成します。

### Ⅵ 苦情の解決

生活支援センターは、その提供したサービスに関するご利用者又はご家族等からの苦情については迅速かつ適切に対応するために、苦情受付の窓口を設置し必要な措置をいたします。

### Ⅶ 虐待の防止

生活支援センターは、ご利用者の人権を擁護し、虐待等の防止を徹底します。

### Ⅷ 利用拡大のための広報計画

- 1 毎月「生活支援センターだより」を発行し市内の関係機関（医療機関・作業所・グループホーム・民生・児童委員など）に配布します。
- 2 区内のみならず近隣の関係機関にも足を運び利用の広報に努めます。
- 3 その他磯子区生活支援センター広報誌「うえるかむ」を年2回程度発行し広報に努めます。

## **Ⅶ その他**

来館するご利用者の身近な支援者として、挨拶等気軽に声かけられる関係作りを心がけます。

ご家族やご本人にとって必要な情報については、求めに応じて情報を収集し提供します。

平成21年度  
横浜市精神障害者生活支援センター指定管理料予算見積書

施設名：横浜市磯子区精神障害者生活支援センター  
運営法人：財団法人横浜市総合保健医療財団

【支出見込】

科目	金額	内訳・説明等
<b>人件費</b>	<b>37,992,000</b>	
職員給与	29,609,000	所長： 3,724,000 常勤職員： 16,782,000 非常勤職員： 9,103,000
賃金	3,989,000	アルバイト(調理)・臨時職員(無休化対応)： 3,737,000 嘱託医： 252,000
共済費	4,394,000	法定福利費： 4,244,000 労務厚生費： 150,000
<b>施設管理費</b>	<b>4,467,000</b>	
光熱水費	1,700,000	電気： 1,000,000 ガス： 250,000 水道： 450,000
庁舎管理・委託料	2,767,000	公共建築物点検： 100,000 定期清掃・日常清掃： 1,800,000 各種保守点検： 867,000
<b>運営費</b>	<b>3,386,000</b>	
旅費	100,000	一般旅費
一般物品	1,092,000	事務用消耗品費： 792,000 訓練材料費： 300,000
印刷製本費	300,000	
修繕費	150,000	小修理
役務費	489,000	郵券代： 109,000 電話代： 360,000 火災保険料： 20,000
借料損費	335,000	
備品費	300,000	
施設賠償保険	200,000	
雑費	420,000	各種会費： 50,000 研修参加費： 150,000 講師謝金ほか 220,000
<b>総計</b>	<b>45,845,000</b>	